

## 国勢調査（基本集計）における「オーダーメイド集計」を行う際の仕様について

オーダーメイド集計を受託する際の仕様は、次のとおりです。オーダーメイド集計の利用を希望する方は、この仕様に基づき、「統計表作成仕様書」を作成の上、「統計の作成等の委託申出書」と併せて統計センターへ提出してください。

### 1 調査年次

平成 27 年の調査データが利用可能です。

### 2 集計に使用するデータ

全数のデータです。

### 3 集計対象項目

分類一覧から表頭、表側、欄外に配置する項目を選定します（分類一覧は、統計センターのホームページの「オーダーメイド集計の利用」のページに掲載されています。）。

### 4 地域区分

全国、都道府県、市区町村、町丁・字等<sup>1</sup>が利用可能です。

なお、市区町村は、調査時点（平成 27 年 10 月 1 日現在）におけるものとなります。

### 5 結果の表章方法

人口は 1 人単位、世帯は 1 世帯単位で結果表章を行います。

なお、分布のなかったセルは、0 で表章します。

また、平均値等の表章については別紙 1 のとおりとします。

### 6 利用できる分類事項の制限

集計の仕方によっては特定の個人の属性が明らかになる可能性があるため、秘匿の観点から、利用できる分類事項について以下の制限があります。

詳細については、別紙 2 及び別紙 3 をご確認ください。

- (1) 集計地域ごとに、基本集計の結果表で公表されている分類事項を利用可能とします。  
ただし、「県庁所在市を除く人口 20 万人未満の市区町村」及び「町丁・字等」は、一部の分類事項について、利用できる区分数に制限があります。
- (2) 分類事項の各区分（不詳及び分布のなかった区分を除く。）の度数の最小値が、集計する地域で 20 未満となる分類事項については、利用できません<sup>2</sup>。
- (3) 集計する地域及びその人口規模に応じて、使用できる分類事項の数（表頭、表側及び欄外区分でクロスする次元数）と、表章セル数に上限があります。

<sup>1</sup> 公表されている小地域集計と異なり、秘匿地域の合算表章は行いません。

<sup>2</sup> 地域計から他の内訳地域の差で利用できない地域の値が算出できる場合は、地域全体で当該分類事項を利用不可とします。

## 7 その他

集計内容の詳細度を審査した上で、提供が適切ではないと判断される場合は、提供できません。

地域区分及び集計対象項目によっては集計できない分類事項がありますので、セル数・集計一覧及び分類一覧を確認してください。すでに公表されている統計表は、掲載統計表一覧より確認できます。(セル数・集計一覧、掲載統計表一覧は、統計センターの「オーダーメイド集計の利用」のページに掲載されています。)

## 平均値・割合の表章について

集計対象項目	表章単位		算出方法	該当年次
				平成 27 年
1世帯当たり人員	小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表章	人	世帯人員の合計 / 世帯数	
労働力率	小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表章	%	労働力人口 / 15歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く) × 100	

分布のなかったセルは、小数点第1位の場合は「0.0」、小数点第2位の場合は「0.00」で表章する。

## 最大次元数，上限表章セル数一覧

別紙2

集計地域	最大次元数	上限セル数 (人口)	上限セル数 (世帯)
全国，都道府県，21大都市，人口50万以上の市区	7	なし	なし
市区町村( に該当する市区を除く)	5	10,000	5,000
町丁・字等	3	400	200

### 次元数の考え方

- ・A市の男女別人口 【1次元】
- ・A市の年齢(5歳階級A)，男女別人口 【2次元】
- ・A市の出生の月(4区分)，年齢(5歳階級A)，男女別人口 【3次元】

### 上限セル数の考え方

- ・A市の男女別人口 【2セル】
- ・A市の年齢(5歳階級A)，男女別人口 【 $23 \times 2 = 46$ セル】
- ・A市の出生の月(4区分)，年齢(5歳階級A)，男女別人口 【 $4 \times 23 \times 2 = 184$ セル】

- \* 各分類事項別セル数は，別紙1「分類事項一覧」に掲載。
- \* 分類事項のうち、「世帯の家族類型」は1つの分類で2次元として扱う。
- \* 複数の分類事項を使用(次元数の増加，つまりクロス数の増加)及び詳細な区分の分類事項を使用することで「セル数」が増加。

上記のほか、地理情報を活用した小地域のニーズに対応できる場合もあります。その場合利用できる分類事項と最大次元数は、町丁・字等に比べて少なくなります。詳細については、ご相談ください。

## 分類事項利用制限一覧

別紙3

「県庁所在市を除く人口20万未満の市区町村」及び「町丁・字等」を集計地域とする場合は、その人口規模を勘案し、世帯や個人が特定されやすい分類事項について、他の提供条件の可否を問わず、利用を制限する。

制限を設ける分類事項	制限の内容
年齢	「各歳」使用不可
配偶関係	(3区分A)のみ使用可能
世帯の種類	(2区分)のみ使用可能
世帯の家族類型	(5区分)のみ使用可能
世帯人員	(7区分)及び(2区分)のみ使用可能
住居の種類・住宅の所有の関係	(6区分A) , (6区分B) 及び(3区分)のみ使用可能
建物全体の階数	使用不可
世帯が住んでいる階	使用不可
住居の種類・住宅の建て方	使用不可
労働力状態	(2区分)のみ使用可能
従業上の地位	(2区分)及び(3区分)のみ使用可能